

組合員だより

# かけはし

Vol.6

お得な  
キャンペーン  
実施中!

裏表紙をご覧ください

発行・編集：大阪市民共済生活協同組合  
〒541-0041 大阪市中央区北浜2丁目5-23 小寺プラザ10階

0120-866-844 受付時間：9:00～17:30  
(土日祝日を除く)

スマホの方はこちらから▶

おおさか市民共済 🔍



## ご挨拶

令和6年は、1月元旦に能登半島地震が、2日に羽田空港で航空機の衝突事故が、3日には北九州の繁華街で大規模な火災が相次いで発生するなど、改めて当組合事業の原点である「相互扶助」の重要性を再認識しました。

穏やかな「日常」が決して当たり前ではなく、頻発する自然災害はもとより、自身がいつ病気やケガに見舞われるかは予想できません。

万に備えて「加入していてよかった」と思っただけのよう、これからは組合員の皆様に寄り添いながらニーズにお応えした商品のご提案に努めてまいります。

そして、今後も安定的な組合運営を目指してまいります。



理事長 林 浩一

## 令和6年度通常総代会結果報告

令和6年6月24日(月)大阪市中央公会堂において令和6年度通常総代会を開催しました。林理事長の挨拶ののち、宮井順子議長(浪速区総代)の議事進行のもと、令和5年度の火災共済事業の利用分量割戻しをはじめ令和6年度の事業計画・予算などの全9議案が原案通り可決・承認されました。



### 総代会とは?

生活協同組合の最高意思決定機関であり、株式会社の株主総会にあたるものです。

総代選挙規約にもとづき、大阪市の24区と八尾市及び大阪府下のその他の地域の26区域より選出された総代は出資口数の多少にかかわらず各1個の議決権を有し、民主的な意思決定がなされています。

各提出議案については、出席総代の過半数で決定しますが、定款変更や組合員の除名等の最重要案件については、出席総代の3分の2以上の多数で決することとなっています。

## 令和5年度 利用分量割戻金のお知らせ

利用分量割戻金とは、剰余金が発生した場合に、法律で定められた準備金等を控除した後、総代会の議決により組合員に割り戻すお金のことです。

火災共済の利用分量割戻金について、令和6年度通常総代会において額ならびに返還方法が決定しましたのでお知らせします。

令和5年度末時点の火災共済契約の掛金額に38%の割戻率を乗じた金額を割戻金としてお返しさせていただきます。



### 1. 返還方法

割戻し額38%の内、8%相当額を組合員の出資金に振替させていただき、30%相当額を令和6年10月満期以降の火災共済契約更新時に共済掛金に充当し割り戻します。

### 2. 対象者

令和6年3月31日現在において火災共済事業を利用しており、総代会開催日(令和6年6月24日)において組合員である方。

### 3. 割戻し期限

令和8年3月31日





